



2019 年 10 月吉日

厚生労働省 健康局
結核感染症課長 日下 英司 殿一般社団法人 日本 HTLV-1 学会
理事長 渡邊 俊樹

HTLV-1 感染の感染症法・五類感染症指定に関する要望書

記

本邦に約 80 万人以上の感染者が存在すると考えられるヒト T 細胞白血病ウイルス (HTLV-1) は、感染すると約 5%に致死率の高い成人 T 細胞白血病リンパ腫を、約 0.3%に進行性の神経疾患である HTLV-1 関連脊髄症などを引き起こします。これらの HTLV-1 関連疾患は、治療法や発症予防法が確立していないため、新たな感染予防、早期診断・早期治療が効果的な対策です。また HTLV-1 感染者は世界で数千万人と推測されますが、先進国で感染者が多いのは日本のみです。HTLV-1 対策は日本がリードすべき課題であり、特に感染対策の成功は、世界の HTLV-1 侵淫国のモデルケースとなることが期待されています。

このような背景を踏まえ、2010 年に策定された「HTLV-1 総合対策」では、母子感染予防対策の充実、無症候感染者 (キャリア) 対策の充実をはかっていますが、「HTLV-1 感染者の実態把握」ができていないため、対策の評価が困難であるという問題が明らかになりました。現在示されている感染者数は、日本赤十字の献血者の抗体スクリーニングで得られた情報に基づく推定値でしかなく、妊婦健診の際の抗体検査結果も公的に把握する仕組みがありません。そのため、母子感染予防介入の成果を判定するキャリア妊婦から児への感染実態の把握も出来ておりません。

また現在、母子感染に次ぐ感染ルートである性行為感染も年間 4000 件以上であると推測され、更に若年成人における感染率の増加も明らかになってきました。今後、さらなる若年層での HTLV-1 感染の蔓延が危惧されており、早急かつ有効な水平感染対策も重要であると考えられます。

これら感染実態の把握や水平感染対策といった課題を解決していくためには、HTLV-1 感染に対する何らかの法的な根拠が必要ですが、現状では存在しません。実態を把握する法的な根拠があることで、都道府県の認識も変わり HTLV-1 の検査を希望する方への検査・相談体制および啓発活動の強化につながります。

以上の状況を踏まえ、これまでの「HTLV-1 総合対策」に加えて、HTLV-1 感染の感染症法・五類感染症への指定につきまして要望書を提出いたします。

以上



日本 HTLV-1 学会

The Japanese Society of HTLV-1 and Associated Diseases
(JSHAD)

「HTLV-1 感染の感染症法・五類感染症指定に関する要望書」の付帯文書

日本 HTLV-1 学会が「HTLV-1 感染の感染症法・五類感染症指定に関する要望書」を提出するにあたり、当学会理事会において議論を行った結果、感染症法の五類感染症指定に伴い、HTLV-1 感染に対する偏見などの社会的トラブルが引き起こされ、却ってキャリアの不利益になる懸念が否定できないとの認識が共有された。

従って、指定にあたっては、以下の様な点への配慮を同時に要望する事が確認された。

1. HTLV-1 感染についての啓発活動のさらなる活性化と継続を可能にする体制が必要であること。
2. 相談及び診療体制の改善・整備が必要であること。

2019 年 10 月 吉日

一般社団法人 日本 HTLV-1 学会
理事長 渡邊 俊樹

